

第2回研究会における論点について

第1 今後の調査方法について

1 実情調査

- 船荷証券等の利用状況の調査
- 紙の船荷証券を利用する理由に関する調査
 - 別紙8
- 船荷証券が発行される国際海上運送フロー図（第1回研究会別紙1の改訂）
 - 別紙9
 - ・ 船荷証券に記載される情報は、いつ、誰により、どのように集められ、どのように船荷証券に記載されるのか。電子化された場合には、そのプロセスに変更があり得るのか。

2 法律関係の調査

→ 別紙10

- 外国法の調査
- 規約等の調査

第2 準拠法の問題について

- 慶應義塾大学法学部 北澤 安紀教授による御説明
 - ・ 船荷証券が発行される国際海上運送をめぐる法律関係について、検討すべき単位法律関係を含む日本の国際私法に基づく考え方をどのように整理するか。
 - ・ 上記の整理について、船荷証券が電子化された場合にどのような影響があるか。
 - ・ 日本法が準拠法として適用されるのは、どのような場面か。

第3 船荷証券の電子化に関するニーズについて

→ 参考資料1

- 新谷委員による御説明

- ・ 日本法で船荷証券の電子化が法制化された場合にそれが利用される具体的な事例として、どのようなものが想定されるか。
 - ・ 現状において利用し得る『いわゆる電子式船荷証券』（B o l e r oなど）の利用では足りない部分は何か。

第4 船荷証券を電子化する場合についての制度設計の具体的な内容について

- 『いわゆる電子式船荷証券』をどのように位置づけるか。
- 『いわゆる電子式船荷証券』に法的な裏付けを与えることに主眼を置くのか、
『いわゆる電子式船荷証券』とは別のものが新たに利用されることに主眼を置く
のか。
- 『いわゆる電子式船荷証券』の利用を妨げないためには、どのような点に留意
すべきか。

第5 第3回研究会の進行について

- 1 実情調査の進捗状況について
- 2 船荷証券に関する国際条約との抵触の問題
- 3 外国法調査
 - UNCITRAL MLET/R／シンガポール
 - 韓国
- 4 具体的な制度設計の更なる検討